

鶴ヶ島市議会委員会条例新旧対照表

改正後	現行
(委員会の開会方法の特例) 第15条の2 委員長は、<u>大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延</u>により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。 2 略 3 前項の規定による届出をして、委員会に<u>出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> 4 略 (委員長及び委員の除斥) 第18条 略 (<u>出席説明の要求</u>) 第21条 略 2 前項の規定により出席を<u>求められた者が</u>オンラインによる方法で<u>説明する</u>ときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。 (意見を述べようとする者の申出) 第24条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。	(委員会の開会方法の特例) 第15条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等</u>により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。 2 略 3 前項の規定による届出をして、委員会に<u>出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> 4 略 (委員長及び委員の除斥) 第18条 略 2 <u>前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u> (<u>説明者の出席要求</u>) 第21条 略 2 前項の規定により出席を<u>求められた者は</u>、オンラインによる方法で<u>出席する</u>ときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。 (意見を述べようとする者の申出) 第24条 略

(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u> 2 略 3 公述人は、オンラインによる方法<u>により公聴会で意見を述べる</u>ことができる。 (代理人又は文書等による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示</u>することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第29条 略 2 略 3 参考人は、オンラインによる方法<u>により委員会</u>で意見を述べる<u>ことができる</u>。 4 略 (記録) 第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>押印</u>しなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ</u>	(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ<u>文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 略 3 公述人は、オンラインによる方法<u>で公聴会に出席</u>することができる。 (代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で意見を提示</u>することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 2 <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u> (参考人) 第29条 略 2 略 3 参考人は、オンラインによる方法<u>で委員会に出席</u>することができる。 4 略 (記録) 第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>記名押印</u>しなければならない。 2 <u>前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができる。この場合における同項の署名又は記名押印については、法第123条第3項の規定の例によるものとする。</u> 3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u>
---	---

ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。